



## 行政院にて「産業革新条例」第10条の2改正草案が可決

台湾における次世代の重要産業と技術の発展継続を促進し、半導体を含む全体の産業チェーンの強靱性と国際競争における優位性を強固にするため、經濟部は「産業革新条例」第10条の2、第72条の改正草案を作成しました。一定の条件を満たす会社に対して、史上最大の研究開発と設備投資税額控除が提供されます。2022年12月17日に行政院で可決され、立法院の審議に送られました。

蘇貞昌行政院長は次のように説明しています。今回の法改正は、一定の条件を満たす「台湾国内で技術革新を行い、かつ国際サプライチェーンの重要な地位にある会社」に対し、過去最大の研究開発及び設備投資税額控除を提供するもので、次世代の重要産業と技術の台湾における発展継続を促進し、半導体を含む全体の産業チェーンの強靱性と国際競争における優位性を強固にし、台湾の経済と国家安全に対して実質的な支援を与えます。本件を立法院の審議に送り、立法院における与野党各党による積極的コミュニケーションにより、早期に法改正手続を完成するよう經濟部及び財政部に要請しました。(以下はプレスリリースの抜粋)

經濟部は次のように説明しています。現在、各国は重要産業の自律等を考慮し、巨額の補助金や優遇税制の拡大を通じて、国内生産を増加させ、国際企業の投資を誘致しています。これらが台湾の産業に新たな競争をもたらしていることから、台湾は関連する租税奨励

措置を新たに追加し、既存の優位性を維持し、国際的なサプライチェーンにおける地位を固め、強化する必要があります。よって「産業革新条例」第10条の2、第72条の改正草案を作成しました。この草案の改正要点は以下の通りです。

発展性のある革新的研究開発及び先進機器設備への投資に係る税額控除の追加(改正条文第10条の2)。

(一)適用要件:会社の当年度の研究開発費用、研究開発の割合が一定規模に達し、かつ実効税率が一定比率に達する。(2023年は12%、2024年から原則15%であるが、行政院の査定を受けて12%に調整することができる。2025年から2029年は15%)

(二)適用対象:国内で技術革新を行い、かつ国際サプライチェーンの重要な地位にある会社は、適用上、産業分類に制限はない。

(三)奨励項目:発展性のある革新的研究開発の投資税額控除(当年度の控除率:25%)、先進機器設備の購入に係る投資税額控除(投資金額が一定規模に達することで、当年度の控除率:5%)。

施行期間:2023年1月1日から2029年12月31日まで。(改正条文第72条)

## KPMG Observations KPMG 觀點

近年、世界の主要国は次々と重要産業の発展奨励措置を推進しています。例えば米国のチップス法、日本の半導体復興計画、又は韓国のK半導体戦略等です。台湾の《産業革新条例》第10条の2の改正草案も条件を満たす「国際的なサプライチェーンの地位にある」会社の発展性のある研究開発支出及び機器設備支出に対して、投資税額控除の追加優遇を提供します。控除率

を現行の類似の優遇と比較して大幅に増加し、支出上限も拡大しています。(次ページの表を参照)但し、研究開発費用、研究開発の割合が一定規模に達し、かつ実効税率が一定比率に達しなければ、当該租税優遇を適用することができないため注意が必要です。当該租税優遇は本条例又はその他の法律に規定する所得税優遇と重複して適用することは出来ないため、本草案の施行後、企業は関連する制限条例を評価し、自社に対して最適な優遇を選択して適用することができます。

### 現行の類似優遇との比較 – 研究開発支出

新規の優遇(草案条文)		現行の類似優遇	
第10条の2第1項	<b>要件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近3年以内において環境保護、労働者又は食品安全衛生に関する法律に違反しない、及び事情が重大である状況がない。</li> <li>同一課税年度の研究開発費と研究開発費が営業収益純額に占める割合が一定規模に達する。</li> <li>実効税率の規定を満たす。</li> </ul> <b>控除率及び控除の上限</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>当年度の研究開発支出の25%。</li> <li>毎年の最大税控除率は30%。</li> <li>その他の投資控除を併せて適用する場合、50%を限度とする。但し、最終控除可能年度においては制限されない。</li> </ul>	第10条	<b>要件</b> <p>直近3年以内において環境保護、労働者又は食品安全衛生に関する法律に違反しない、及び事情が重大である状況がない。</p> <b>控除率及び控除の上限</b> <p>以下の方法から一つを選択し適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>控除率: 当年度の研究開発支出の15%。</li> <li>当年度より3年間にわたって研究開発支出の10%</li> </ol> <p>毎年の最大税控除率は30%。</p>
	第12条の1		<p>自社が研究開発し、所有する知的財産権の譲渡又は使用許諾から取得した収益の範囲内において、当年度の研究開発支出金額の200%を限度として、当年度の課税所得から控除することができる。</p>

### 現行の類似優遇との比較 – 機器設備の購入

第10条の2第1項	<b>要件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>展望性のある革新研究開発の投資控除を適用する会社が自社の先進製造工程向け新規機器又は設備を購入する。</li> <li>当年度に一定の規模に達する。</li> </ul> <b>控除率</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>納付すべき営利事業所得税額からの控除可能額: 当年度の支出額の5%を控除することができる。</li> <li>毎年の最大税控除率は30%。</li> <li>その他の投資控除を併せて適用する場合、50%を限度とする。但し、最終控除可能年度においては制限されない。</li> </ul>	第10条の1	<b>要件</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>スマート機械、5G関連のハードウェア、ソフトウェア、情報通信セキュリティ製品或いはサービスに投資する。</li> <li>年間の支出額がNT\$100万以上、NT\$10億以下。</li> </ul> <b>控除率</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>納付すべき営利事業所得税額からの控除可能額: 当年度の支出金額の5%、又は3年間にわたって控除することができる。</li> <li>毎年の最大税控除率は30%。</li> </ul>
-----------	---	--------	---



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

主要聯絡人

台北市110615信義區  
信義路5段7號68樓

T +886 2 8101 6666 (代表)  
F +886 2 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市300091  
科學園區展業一路11號

T +886 3 579 9955  
F +886 3 563 2277

### 台南事務所

台南市700002中西區  
民生路2段279號16樓

T +886 6 211 9988  
F +886 6 6229 3326

### 台中事務所

台中市407059西屯區  
文心路二段201號7樓

T +886 4 2415 9168  
F +886 4 2259 0196

### 高雄事務所

高雄市801647前金區  
中正四路211號12樓の6

T +886 7 213 0888  
F +886 7 271 3721

## Contact us

### Partner

#### 李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 06195  
E kojitomon@kpmg.com.tw

#### 柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 16592  
E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給與計算等

#### 蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線 : 00584  
E etsai@kpmg.com.tw

### 登記部門

会社設立、VISA申請

#### 李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8101 6666 內線 : 02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 坂本 幸寬

T +886 2 8101 6666 內線 : 19065  
E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

#### 平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線 : 19794  
E thirano1@kpmg.com.tw

### kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2023 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者：陳彥富 統括 / KPMG台湾

